

網漁船（類似船である124トン船尾トロール型沖合底びき網漁船を含む。）を対象に「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操業中の安全な作業，操船の実施」について漁業関係者に対し指導するとともに，各種漁船の転覆事故に関する継続的な調査検討を行い，事故再発防止対策に反映していく。

### 3 危険物の安全審査体制の整備

原子力発電所から生じる使用済み燃料等放射性物質の海上輸送の増加及び化学工場から発生する危険物の多様化に対応し，安全審査体制の充実強化を図るとともに，IMOが定めた国際海上危険物規程（第31回改正）の国内法令への取り入れを行う。

### 4 船舶の検査体制の充実

平成14年7月の船舶における防火構造，消防設備及び航海設備等に関する SOLAS 条約の改正の発効，従来の設計手法とは全く異なる船型を有する船舶の増加等に対応するため，船舶検査体制の整備充実を図る。

また，小型船舶の検査については，海洋性レクリエーションの発展とともに，増加及び多様化するプレジャーボート等に対応するため，小型船舶の検査実施機関である小型船舶検査機構の検査体制の充実を図る。

### 5 船舶の安全管理の向上

国際安全管理規則（ISMコード）が平成14年7月から新たに適用となる貨物船等について，円滑な実施体制の整備を図るとともに国際的な協力体制の構築に努める。

一方，内航海運について，任意でISMコードと同等の認証が取得できることを定めた「船舶安全管理認定書等交付規則」（平12運輸省告示274）に基づく認証希望者が増大しているため，その実

施体制の整備拡充を図る。

## 6 外国船舶の監督の推進

PSCを効率的に実施するため「アジア太平洋地域におけるPSC実施協力に関する覚書（東京MOU）」に基づき，検査官研修及びセミナーの開催等，PSC実施体制の充実強化を図る。

### 第5節 各種船舶等の安全対策の充実

#### 1 小型船だまり，マリーナ等の整備

##### (1) 小型船だまり等の整備

漁船等の小型船舶が専ら利用する漁港にあっては，防波堤等の外郭施設，航路泊地等の水域施設の整備を推進し，漁船等の安全の確保が図られるよう努める。

また，プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため，新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容するための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに，漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港漁村活性化対策事業を実施し，漁港の秩序ある利用を図る。

港内における船舶等の安全を確保するため，小型船だまり等の整備に当たっては，その利用船舶が小型であることを考慮して，より高い静穏度が確保されるよう努める。漁船等の小型船舶と大型船舶が共に利用する港湾にあっては，小型船だまり等を港内の適切な位置に整備することとし，小型船舶とその他船舶との分離を図る。

##### (2) マリーナ等の整備

港湾等の公共水域の秩序ある利用を図るとともに，海洋性レクリエーションの振興を図るため，プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナ等の整備を，公共事業のほか，PFI（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法）

を含む民間活力を積極的に導入して推進する。

また、放置艇問題を解消するため、既存の静穏水域や遊休護岸を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留施設であるポートパークの整備を推進するとともに、平成14年度より比較的安価に整備を行うことが可能な公共空地等を活用した陸上保管主体の施設についても整備を推進する。

民間及び第三セクターが行うマリーナの整備に対しては、埠頭整備資金貸付金事業のほか、総合保養地域整備法（昭62法71）に基づく助成措置、小型船拠点総合整備事業等を活用してその整備を支援する。

マリーナ等の施設整備に当たっては、プレジャーボートの活動の安全を確保し、秩序ある海域の利用を図るため、施設の配置計画に十分留意するとともに、施設における安全性の確保に努める。また、高齢者、身体障害者等による安全な活動に配慮した施設整備を図る。

### (3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

放置艇問題の解消に向けて、係留・保管能力の向上とあわせて、港湾法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進する。

また、平成13年7月に小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が公布され、小型船舶の所有者を確認するための登録制度が定められたことを受け、引き続き、保管場所確保の義務化について検討を進める。

## 2 漁船の安全対策の推進

漁船関係者を対象とした海難防止講習会の開催により、海難防止思想の普及を図るとともに、出航前点検、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握等安全運航に関する事項の遵守及び海事関係法令の励行等を行うことにより漁船の安全対策を推進する。

専ら本邦の海岸から12海里以内において漁ろうに従事している総トン数20トン未満の小型漁船

は、当分の間、船舶安全法に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶の安全性について評価を行い、小型漁船の安全対策の推進を図る。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いて安全対策の強化を図るため、海難が多発している海域で操業する漁船の主要漁業基地において、生存対策に関する講習会を開催する等、所要の対策を講ずる。

## 3 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の救助体制の充実強化  
プレジャーボート等の活動が活発化する時期及び海域を考慮しながら、より効率的に巡視船艇を配備するとともに、ヘリコプターの高速性、搜索能力、つり上げ救助能力等を最大限に活用する等、救助体制の強化を図る。また、(社)日本水難救済会や(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等と連携した救助活動を行う。

### (2) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

海上保安庁は、海難防止講習会や訪船指導等を通じて、海難防止思想の普及を図るとともに、海難防止強調運動の実施等により、海上交通ルールの遵守、気象・海象等の安全に資する情報の早期入手その他安全運航のための基本的事項の指導等を行う。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリンレジャースポーツ利用が盛んな水域等を重点として、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び関係公益団体との協力体制の強化等を通じて効果的な安全対策を推進する。

### (3) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市

場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図る。

#### (4) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

常時着用により適した救命胴衣の技術基準の導入、乗船者等を対象とした講習会、イベント等の機会における常時着用に係る啓蒙・啓発活動の実施、着用義務化の検討を行うことにより、プレジャーボート等の安全性向上を図る。

#### (5) マリンロード構想

平成13年度に構築したマリンロード構想の基本コンセプトに基づき東京湾及び周辺海域においてモデル事業に着手する。

#### (6) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶はもとよりプレジャーボート等に対しても、ユーザーが必要とする気象・海象等の情報をインターネット等を使用して容易に入手できるシステムを整備する。

また、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、愛好者に対し安全に関する情報をリアルタイムに提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図る。

### 第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、船舶への立入検査を実施し、海難の発生に直接結びつくおそれのある悪質な法令違反の取締りを行うなど、様々な機会を通じて現場における指導取締りを実施する。

また、港内、狭水道等船舶交通のふくそうする海域において、巡視船艇による交通整理及び航法違反等の指導取締りを実施し、特に海上交通安全法（昭47法115）に定める11航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを実施する。

このほか、特にマリンレジャー活動が活発化する時期には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海

上タクシー等を重点に全国一斉の安全指導を実施するほか、海上輸送活動が活発化する年末年始には、これらの船舶に対する全国一斉の指導取締りを実施する。

警察では、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識、技能を習得させるなど、水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川及び湖沼等において、警ら用無線自動車や警察用航空機と連携したパトロール等による警戒、警備、訪船連絡等を効果的に実施し、事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また、レジャースポーツに伴う事故防止のため、その愛好者に対し遊具の搬送、持込みに際して安全指導を行う。さらに、各種レジャースポーツ関係業者、港湾、船舶、漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど、水上交通に関する秩序の維持に努める。

### 第7節 救助・救急体制の整備

#### 1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守し、事案の発生に備える。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図る。